



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課(室)名
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則	建 築 課
◎ 告 示	
・令和7年度定期種畜検査の結果	畜 産 課
・道路の供用開始	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経 営 支 援 課
・肥料登録の失効	農 業 イ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 室

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月24日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第34号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和46年長崎県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
(定期報告を要する特定建築物の指定等) 第18条 略 2 省令第5条第1項の規定により知事が定める政令第16条第1項各号及び前項各号の建築物に係る報告の時期は、次の表の左欄に掲げる建築物の用途に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		(定期報告を要する特定建築物の指定等) 第18条 略 2 省令第5条第1項の規定により知事が定める政令第16条第1項各号及び前項各号の建築物に係る報告の時期は、次の表の左欄に掲げる建築物の用途に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
建築物の用途	報告の時期	建築物の用途	報告の時期
旅館及びホテル	令和7年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。	旅館及びホテル	平成28年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。
劇場、映画館及び演芸場	令和8年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。	劇場、映画館及び演芸場	平成29年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。
観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂及び集会場（地区公民館を除く。）	令和8年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。	観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂及び集会場（地区公民館を除く。）	平成29年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。
共同住宅（サービス付き高齢者	令和8年7月1日から同	共同住宅（サービス付き高齢者	平成29年7月1日から同

向け住宅に限る。)及び寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホームに限る。)	年12月25日までとし、以降3年ごととする。	向け住宅に限る。)及び寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホームに限る。)	年12月25日までとし、以降3年ごととする。
体育館(学校に附属するものを除く。)、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場	令和8年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。	体育館(学校に附属するものを除く。)、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場	平成29年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。
百貨店、マーケット、展示場、公衆浴場及び物品販売業を営む店舗(床面積が10平方メートル以内のものを除く。)	令和8年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。	百貨店、マーケット、展示場、公衆浴場及び物品販売業を営む店舗(床面積が10平方メートル以内のものを除く。)	平成29年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。
病院及び診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	令和9年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。	病院及び診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	平成30年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。
就寝用途の児童福祉施設等(助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所及び看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。))その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)を行う事業所(利用者の就寝の用に供するものに限る。))	令和9年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。	就寝用途の児童福祉施設等(助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所及び看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。))その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)を行う事業所(利用者の就寝の用に供するものに限る。))	平成30年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店及び飲食店	令和9年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店及び飲食店	平成30年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。

3 略

4 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第282号)第2の規定により知事が付加する法第12条第1項に規定する調査及び同条第2項に規定する点検の項目、方法及び結果の判定基準(防煙壁については同告示第282号別表第1に限る。)は、次の表のとおりとする。

		(い)調査項目	(ろ)調査方法	(は)判定基準
建築物の内部	常時閉鎖した状態にある防火扉(以下この表において「常閉防火扉」と	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法(以下この表において「目視等」という。)により確認する。	物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。

3 略

	いう。) 扉の取付け状況 扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況 固定の状況 人の交通の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動状況	目視等又は触診により確認する。 目視等により確認する。 目視等により確認する。 扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、各階の主要な常閉防火扉について3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては当該記録により確認することをもって足りる。	取付けが堅固でないこと。 変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。 常閉防火扉が開放状態に固定されていること。 防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1号の規定に適合しないこと。
避難施設等	防煙壁 可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した検査の記録がある場合にあつては、当該記録を確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。

5及び6 略

4及び5 略

様式第7号の2中「法第87条の2第1項」を「法第87条の4第1項」に改める。
 様式第7号の3を次のように改める。

様式第7号の3 (第15条関係)

建築物移動等円滑化基準チェックリスト

※施設等の欄の(第〇条)は、高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目
廊下等 (第11条)	①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。
	②階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか。 ※1
階段 (第12条)	①踊場を除き、手すりを設けているか。
	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。
	③踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか。
	④段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか。
	⑤段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか。 ※2
	⑥主たる階段を、回り階段としていないか(回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合は除く)。
傾斜路 (第13条)	①勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか。
	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。
	③その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか。
	④傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか。 ※3
便所 (第14条、 R6告示第1074号)	①階数 ※4に相当する数の便所を、特定の階に偏ることなく利用上の支障がない位置に設けているか。
	②便所設置階には、原則車椅子使用者用便所を1以上(男子用及び女子用の区別を設ける場合にあってはそれぞれ1以上)、設けているか。 ※5 また以下のいずれかに該当する場合は、車椅子使用者用便所をそれぞれで定める数以上、設けているか。
	(1)不特定多数の者等の利用部分の床面積が1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合 小規模階の利用部分の床面積の合計が1,000㎡に達することに1以上 ※便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上
	(2)不特定多数の者等の利用部分の床面積が10,000㎡超の階(大規模階)を有する場合 当該階の利用部分の床面積が10,000㎡超40,000㎡以下:2以上 当該階の利用部分の床面積が40,000㎡超:利用部分の床面積を20,000㎡で除した数(端数は切り上げ。)以上 ※当該階の便所の箇所数がこの数より少ない場合は、便所の箇所数以上
	③車椅子使用者用便所
	(1)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか。
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保しているか。
	④高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所(オストメイト対応)を1以上、設けているか。
	⑤男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さ35cm以下)、その他これらに類する小便器を1以上、設けているか。
	劇場等の 客席 (第15条、 R6告示第1073号)
②車椅子使用者用部分	
(1)幅は90cm以上であるか。	
(2)奥行きは135cm以上であるか。	
	(3)床は平坦であるか。

ホテル又は旅館の客室 (第16条、H18告示第1495号・R6告示1074号)	①客室総数が50以上の場合、車椅子使用者用客室を客室の総数の1/100(端数は切り上げ)以上設けているか。	
	②車椅子使用者用客室の便所(同じ階に共用の車椅子使用者用便所があれば代替可能。)	
	(1)便所内に車椅子使用者用便所を設けているか。	
	(ア)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか。	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか。	
	(2)車椅子使用者用便所及び当該便所が設けられている便所の出入口の幅は80cm以上であるか。	
	(3)車椅子使用者用便所及び当該便所が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか。	
	③車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室(共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能。)	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか。	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか。	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか。	
	(4)出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか。	
敷地内の通路 (第17条)	①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	
	②段がある部分	
	(1)手すりを設けているか。	
	(2)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか。	
	(3)段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか。	
	③傾斜路	
(1)勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分に、手すりを設けているか。		
(2)その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか。		
駐車場 (第18条)	①駐車施設の数が200以下の場合には駐車施設の数の2/100(端数は切り上げ。)以上、200を超える場合は駐車施設の数の1/100+2以上の車椅子使用者用駐車施設を設けているか。※6	
	②車椅子使用者用駐車施設	
	(1)幅は350cm以上であるか。	
(2)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか。		
標識 (第20条、省令第113号)	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に設ける、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識	
	(1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか。	
	(2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であるか。	
案内設備 (第21条、R6告示第1491号)	①建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか。(配置を容易に視認できる場合は除く。)	
	②建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか。	
	③案内所を設ける場合は①②は適用しない。	

※1 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く(平成18年国土交通省告示第1497号第一)。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合

※2 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く(平成18年国土交通省告示第1497号第二)。

- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

※3 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く(平成18年国土交通省告示

第1497号第三)。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

※4 以下のいずれかに該当する階を除く（令和6年国土交通省告示第1074号第二）。

- ・地上階であり、かつ、便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口付近に設けられている階
- ・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

※5 以下のいずれかに該当する場合を除く（令和6年国土交通省告示第1074号第五）。

- ・地上階であり、かつ、車椅子使用者用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- ・当該階に設けるべき車椅子使用者用便所の全部又は一部を、別の階に設ける場合
- ・男子用（女子用）の便所のみを設ける階で、男子用（女子用）の車椅子使用者用便所を1以上設ける場合

※6 駐車場が、次のいずれかに該当する場合を除く（令和6年国土交通省告示第1072号第一・第二）。

- ・機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合
- ・機械式駐車場及び機械式駐車場以外の駐車場を設ける場合であって、次のイ及びロに適合する場合
 - イ 機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。
 - ロ 機械式駐車場の駐車施設（車椅子使用者が円滑に乗降することが可能なものに限る。）の数と機械式駐車場以外の駐車場の車椅子使用者用駐車施設の数の合計数が、駐車施設の総数に応じて算出される車椅子使用者用駐車施設の必要数以上であること。

○移動等円滑化経路の基準（利用居室、車いす使用者便所・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目
経路 (第19条第1項)	①次に定める経路のうちそれぞれ1以上((4)にあつてはその全て)を、移動等円滑化経路としているか。
	(1) 道等から利用居室までの経路 ・当該利用居室が劇場等の客席である場合は、当該客席の出入口と車椅子使用者部分との間の経路(車椅子使用者用経路)を含む。 ・地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあつては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。
	(2) 利用居室から車椅子使用者用便所までの経路
	(3) 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路
	(4) 公共用歩廊の一方の道から他方の道等までの経路
階段 (第19条第2項第一号)	①階段又は段を設けていないか。 (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く。)
出入口 (第19条第2項第二号)	①幅は80cm以上であるか。
	②戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか。
廊下等 (第19条第2項第三号)	①幅は120cm以上であるか。
	②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか。
	③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか。
傾斜路 (第19条第2項第四号)	①幅は、階段に代わるものは120cm以上、階段に併設するものは90cm以上であるか。
	②勾配は1/12以下であるか(ただし、高さが16cm以下のものは1/8以下)。
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか。
エレベーター及びその乗降ロビー (第19条第2項第五号、H18告示第1493号)	①籠は、利用居室、車椅子使用者用便所又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するか。
	②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか。
	③籠の奥行きは135cm以上であるか。
	④乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか。
	⑤籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか。
	⑥籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか。
	⑦乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか。
	⑧不特定多数の者が利用する建築物(床面積の合計が2,000㎡以上)の移動等円滑化経路を構成するエレベーター
	(1) 籠の幅は140cm以上であるか。
	(2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか。
	⑨不特定多数の者、又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー ※1
	(1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けているか。
	(2) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか。
(3) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか。	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第19条第2項第六号、H18告示第1492号)	①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで以下のいずれかに該当するもの ・籠の定格速度15m/分以下、かつ、床面積2.25㎡以下で、昇降行程4m以下のもの ・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの
	(1) 平成12年建設省告示第1413号第一第九号に規定するものとしているか。
	(2) 籠の幅70cm以上、かつ、奥行き120cm以上であるか。
	(3) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか。
	②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の踏段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの
(1) 平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか。	
敷地内の通路	①幅は120cm以上であるか。

(政令第19条 第2項第七号、政令第19条第3項)	②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか。	
	③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか。	
	④傾斜路	
	(1)幅は、段に代わるものは120cm以上、段に併設するものは90cm以上であるか。	
	(2)勾配は、1/12分以下であるか (高さが16cm以下のもの場合は1/8以下)。	
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか (勾配1/20以下の場合は除く)。	
⑤道等から建築物の出入口までの敷地内の通路が地形の特殊性により上記①～④の規定による ことが困難な場合は、当該建築物の車寄せから建築物の出入口までの経路が上記①～④を満たしているか。		

※1 エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合を除く (平成18年国土交通省告示第1494号)。

○視覚障害者等移動円滑化経路の基準 (道等から案内設備又は案内所までの1以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目	
案内設備までの経路 (第22条)	①道等から案内設備②に示す設備又は案内所までの経路の1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか。 ※1	
	②当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか (進行方向を変更する必要がない風除室内は除く)。	
	③当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 ※2には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか。	

※1 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く (平成18年国土交通省告示第1497号第四)。

- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が②及び③に適合するものである場合

※2 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く (平成18年国土交通省告示第1497号第五)。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。ただし、様式第7号の2及び様式第7号の3の改正規定は公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第336号

令和7年度定期種畜検査の結果について、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年6月24日

長崎県知事 大石 賢吾

種畜証明書番号	検査月日	名 号	品 種	検査成績	飼養者住所	飼養者氏名
21342010001	5月16日	奏	対州馬種	2級	対馬市	対馬市
22142010002	5月16日	凜拓	対州馬種	2級	対馬市	対馬市
21942010001	5月16日	翔馬	対州馬種	1級	対馬市	対馬市
22442010001	5月16日	和馬	対州馬種	2級	対馬市	対馬市
22442010002	5月16日	心之助	対州馬種	2級	対馬市	対馬市
21742010002	5月16日	里輝	対州馬種	2級	対馬市	対州馬保存会
22142010001	5月16日	雪哉	対州馬種	2級	対馬市	対州馬保存会
22342010001	5月16日	勇氣	対州馬種	1級	対馬市	対州馬保存会
21742010003	5月16日	高輝	対州馬種	2級	対馬市	対州馬保存会
11360252238	5月22日	久紀福	黒毛和種	2級	西海市	みくりや家畜人工授精所
10870494534	5月22日	桜子28	黒毛和種	2級	西海市	みくりや家畜人工授精所
11679342279	5月22日	大御所	黒毛和種	2級	西海市	みくりや家畜人工授精所
11654683311	5月22日	矢岳2338	黒毛和種	2級	西海市	みくりや家畜人工授精所
10843051108	5月23日	勝乃幸	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11337875385	5月23日	弁慶3	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11478253127	5月23日	晴太郎	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11500817815	5月23日	真乃介	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター

11390594681	5月23日	幸男	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11576930579	5月23日	山若葉	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11576920525	5月23日	正太	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11360766131	5月23日	勝太郎3	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11354044658	5月23日	姫晴久	黒毛和種	特級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11376273425	5月23日	茂乃幸	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11376387221	5月23日	玉石	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11634105437	5月23日	慶太	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11375959498	5月23日	百合椿	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11375249193	5月23日	大島楓	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11639484162	5月23日	日本晴	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11597461762	5月23日	厚太郎	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11638626037	5月23日	鬼岳3	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11398583625	5月23日	金治郎	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11557914291	5月23日	阿笠	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11486539695	5月23日	晴日当	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11426277670	5月23日	運慶3	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11681435501	5月23日	勝乃華	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11411778069	5月23日	天乃幸	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11607920005	5月23日	百合満	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11453931538	5月23日	慶平安	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11679385740	5月23日	百合乃久	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11412054353	5月23日	勝華百合	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター

長崎県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年6月24日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 384号	五島市富江町黒瀬字登立270番2地先から 五島市富江町黒瀬字川辺235番1地先まで	令和7年7月24日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和7年6月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン夢彩都
長崎県長崎市元船町14番49 ほか
- 届出の概要
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
- 意見書の概要
 - 意見書を提出した者
長崎市長 鈴木 史朗
 - 意見書の内容
意見なし
- 関係書類の縦覧
 - 縦覧期間
公告の日から1月間
 - 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

肥料登録の失効（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第15条第1項の規定により、次のとおり肥料登録を失効した。

令和7年6月24日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称
長崎県肥 第660号	混合石灰肥料	くみあい粒状配合 パワーマイルド	アルカリ分 40.0% 可溶性苦土	長崎県諫早市栄田町8番 23号	くみあい肥料株式会社 代表取締役 鈴木 秀郎

			5.0%		
--	--	--	------	--	--

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト